**重要：必ずお読みください**

自立支援金の支給（初回・再支給）が決定された方へ

**1．お振込みの時期・名義等について（初回・再支給の方）**

（1）原則、毎月１回新宿区から「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再）支給申請書」

（（様式１－１）又は（様式１－４））に記入いただいた口座へ振り込みます。

（2）振込名義は「シンジュククジリツシエンキン」となります。

（3）振込日は、自立支援金の支給決定日により異なりますが、月の中旬、または、月末の予定です。

**２．支給決定後の手続き（初回・再支給の方）**

（1）求職活動等状況報告書（様式４及び様式４別紙）を生活支援相談窓口へ提出（郵送）してください。

支給決定通知書に求職活動等状況報告書（様式４及び様式４別紙）を3枚同封しています。必ず期限までに生活支援相談窓口へ提出してください（ＦＡＸ・郵送・持参可）。1回目の提出期限は、支給決定日から1か月以内です。以後は、毎月１０日までに前月の求職活動等の報告として提出してください。

（例）12月に申請し、令和4年1月5日付け支給決定で、12～2月分が支給される場合

・1回目報告　2月4日まで（12月分求職活動等状況報告書（様式４及び様式４別紙））

・2回目報告　2月10日まで（1月分求職活動等状況報告書（様式４及び様式４別紙））

・3回目報告　3月10日まで（2月分求職活動等状況報告書（様式４及び様式４別紙））

（2）職業相談確認票（様式５）を生活支援相談窓口へ提出（郵送）してください。

支給決定通知書に職業相談確認票（様式５）を3枚同封しています。必ず期限までに生活支援相談窓口へ提出してください（ＦＡＸ・郵送・持参可）。1回目の提出期限は、支給決定日から1か月以内です。以後は、毎月１０日までに前月の職業相談の報告として提出してください。

なお、この職業相談確認票（様式５）は、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口において支援を受け、担当者から所要事項を記入してもらったものを生活支援相談窓口に提出してください（ひと月に最低２回以上の支援実績を記入すること）。

（例）12月に申請し、令和4年1月5日付け支給決定で、12～2月分が支給される場合

・1回目報告　2月4日まで（12月分職業相談確認票（様式５））

・2回目報告　2月10日まで（1月分職業相談確認票（様式５））

・3回目報告　3月10日まで（2月分職業相談確認票（様式５））

（3）常用就職活動状況報告書（様式６）を生活支援相談窓口へ提出（郵送）してください。

支給決定通知書に常用就職活動状況報告書（様式６）を3枚同封しています。原則週１回以上、求人先への応募・面接を行い、必ず期限までに生活支援相談窓口へ提出してください（ＦＡＸ・郵送・持参可）。1回目の提出期限は、支給決定日から1か月以内です。以後は、毎月１０日までに前月の常用就職活動の報告として提出してください。

なお、この常用就職活動状況報告書（様式６）に記入する応募・面接は、公共職業安定所における活動に限ったものではありません。市販の就職情報誌や新聞折り込み広告等も活用し、該当部分を添付して報告することも可能です。

（例）12月に申請し、令和4年1月5日付け支給決定で、12～2月分が支給される場合

・1回目報告　2月4日まで（12月分常用就職活動状況報告書（様式６））

・2回目報告　2月10日まで（1月分常用就職活動状況報告書（様式６））

・3回目報告　3月10日まで（2月分常用就職活動状況報告書（様式６））

　※なお、生活保護の申請で求職活動等要件を満たす方であっても、生活保護の申請が却下された場合には、求職活動等要件を満たすために、原則、公共職業安定所等へ求職申込を行っていただき、上記(1)から(3)の報告を求めます。

**３．支給の中止（初回・再支給の方）**

支給決定通知書に常用就職届（様式７）を同封しています。

常用就職された場合は、すみやかに常用就職届を生活支援相談窓口へ提出してください。

常用就職届による報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月、生活支援相談窓口に提出してください。

当該就職に伴い、収入額が基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額を超えた場合、原則として、当該収入額が得られた月の支給から中止します。

【提出先・問い合わせ先】

【生活支援相談窓口】（令和５年２月１日以降）

（住所）〒１６０－００２２　新宿区新宿五丁目１８番２１号

（区役所第２分庁舎１階）

（電話番号）０３－５２７３－３８５３

（ＦＡＸ）０３－３２０９－０２７８